

## 遺産分割事件についての実情調査結果（東京・大阪）

## &lt; 期日指定等の実情 &gt;

本人申立ての場合，受理面接を実施している。第 1 回期日は，調停室の数との関係で，受理日から約 1.5 ～ 2 か月先である（大阪）。

申立受理後書記官が申立人本人や代理人弁護士から事情聴取を行うほか，代理人のいる事件では，申立てに至った経緯や事前調査の結果等を申立て後 2 週間以内に提出するよう求めている。第 1 回期日は，申立後 2 か月以内を目標にしているが，代理人弁護士が多忙で事情聴取に時間を要したり，戸籍謄本等の追完に時間が掛かる等の理由により，実情では約 2.5 ～ 3 か月先となっている（東京）。

複数期日の一括指定は，争点整理段階では有効だが，合意ができそうな段階では「次の期日で成立させればよい」という雰囲気になりがちなので，しない方がよいこともある。

## &lt; 前提問題，付随問題等 &gt;

前提問題について訴訟が係属する場合には，訴訟の進行の確認のためだけに家裁に来ていただく負担を考慮して取下げを勧めることが多い（係属を維持したままにしても，期間が経過すれば，戸籍や預金残高等の関連書類は，原則として出し直していただく必要がある。）。

遺産がもっとあるはずだとして，当事者が預金口座残高等の調査囑託等を求めた場合，他の当事者が同意しないため，審理期間に大きく影響する場合もある\*。

現物分割や任意売却の前提作業として，分筆登記には地積測量図の作成が必要であるのに，費用がないとか当事者や隣地住人が非協力的である等の理由で作業が進まないことがある。また，区分所有建物とする表示の登記に当事者の協力が得られないこともある。

相続開始から長期間経過後に申立てがあると，相続開始時の遺産がそのまま残っていないことも多く，本来遺産の逸失等は遺産分割審判では解決できない事柄であるが，訴訟での解決は敬遠し，遺産に由来する財産が当事者の一部のもとに

---

\*（事務局注）なお，近時（平成 21 年 1 月 2 2 日），預金者の共同相続人の 1 人は，他の共同相続人全員の同意がなくても，共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき，被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができるとする最高裁判決が出された。

別の財産になって残っているなどとして、調停での解決を求められる場合がある。

収益物件が多数ある事件では、賃料収入を遺産と一緒に分割したい当事者がいる一方で、実際に管理してきた当事者は、寄与や管理費を要求すると同時に、管理している資料の提出に応じないなどして、審理が長期化することが多い。

当初の相続に関する遺産分割に不満が残っていると、その後の関連相続に際して問題が蒸し返されることがある。一部遺産分割がされているが、残部の遺産分割に際し、前の一부분割の結果を考慮してするかにつき当事者間に合意がなく、当時の意思を推認しようにも一부분割時から再転相続が生じている例があり、審理に困難を来している。

#### < 当事者等 >

被相続人が高齢化しており、当事者である相続人も高齢化することから、後見開始の審判が必要であったり、再転相続発生により当事者となる相続人が行方不明で不在者財産管理や失踪宣告の審判が必要になったりする事例があり、それらの事件はその期間手続が事実上止まることになる。要後見状態までには至らずとも、高齢の当事者との意思疎通に苦労する場合もある。

法律に反する独自の見解に固執し、柔軟な思考を欠く当事者が少なくない。

中間合意を撤回する当事者がいて、何度も調整をやり直すケースが少なくない。

代理人の選任、解任を繰り返す当事者がいる。間もなく審判するという段階になって代理人を選任する当事者は多く、手続が遅延する場合もある。

一部の当事者の遺産隠しが発覚し、反対当事者が不信感を強めたことが手続の進行に悪影響を与えた。

遺産分割事件の多くでは、遺産分割がされなくても困らない当事者が多く、特に急いで解決する理由がないため、当事者がじっくりと構える傾向がある。遺産不動産を無償で使用している相続人が、遺産分割後には退去すべきこととなるのを恐れて、手続の進行に協力しないこともある。

遺産に同族会社の株式があり、過去に経営権をめぐる相続人の一部が排除されている事件では、感情的対立が激しい。会社関連訴訟が並行して提起されることもある。

指示事項を準備してこない代理人が少なくない。

比較的経験の少ない代理人が、当事者と一体化して戦闘的な書面を提出して対立を深めることが見受けられる。

#### < 調停と審判との関係 >

審判移行後にある程度心証を示すと、当事者が競売による換価分割になるくらいなら合意による解決を強く希望するなどして、調停に戻したり、あるいは戻すことを見越して審判期日を実施する場合もある。

< 裁判所側の事情 >

前提問題から順序立てて整理する標準的な進行から外れ、遺産の範囲・評価の問題についての協議と特別受益・寄与分の問題についての協議とを行き来したり、個々の問題を協議せずに合意の形成を試みたりして審理が長期化した例が複数ある。

事件数の問題で、調停委員との評議時間が十分に取れないため、書記官が調停委員から期日における問題点をあらかじめ聴取して、書記官限りで対応できるものと裁判官との評議が必要なものとに振り分ける工夫をしている。

審理を頼る部分が多い弁護士調停委員は多忙であり、1人数件以上は頼めないところ、十分な人員が確保できていない。

以 上